

奈良市公報

号 外 第 17 号

平成 16年 8月 31日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

規 則	
奈良市グリーンホール条例の一部の施行期日を定める規則	1
奈良市グリーンホール条例施行規則	1
奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....	4
奈良市準用河川管理条例施行規則の一部を改正する規則	4
奈良市会計規則の一部を改正する規則	4
告 示	
平成 16年度国民健康保険料決定通知書の公示送達 ...	4
道路の位置指定	5
収納事務の委託	5
放置自転車等の保管 (2 件)	5
奈良市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する告示	6
放置自転車等の保管	6
排水設備指定工事店の指定取消し	6
放置自転車等の保管 (4 件)	7
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	7
生活保護法の規定による医療機関の指定	7
市営住宅空家入居者の募集	8
市営住宅高齢者向空家入居者の募集	8
コミュニティ住宅空家入居者の募集	8
訓 令 甲	
奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令	8
監 査	
住民監査請求の監査結果	8
公 営 企 業	
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出	11
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	11
選 挙 管 理 委 員 会	
在外選挙人名簿からの抹消	11
奈良市長選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日等	12
農 業 委 員 会	
農地部会長及び農政部会長の選任	12
農地副部会長及び農政副部会長の選任	12
農地部会及び農政部会の部会委員の互選	12

規 則

奈良市グリーンホール条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 16年 7月 20日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 60号

奈良市グリーンホール条例の一部の施行期日を定める規則

奈良市グリーンホール条例 (平成 16年奈良市条例第 21号) 附則に規定する規則で定める日は、平成 16年 7月 29日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 7月 20日掲示済)

奈良市グリーンホール条例施行規則をここに公布する。
平成 16年 7月 20日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 61号

奈良市グリーンホール条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市グリーンホール条例 (平成 16年奈良市条例第 21号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 ホールの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することがある。

(休館日)

第 3 条 ホールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日 (月曜日に当たるときは、その翌日)
- (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (日曜日、月曜日又は火曜日に当たる日を除く。)
- (4) 12月 26日から翌年 1月 5日まで

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することがある。

(使用の承認等の申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定によりホールの使用承認を受けようとする者は、奈良市グリーンホール使用 (変更) 承認申請書 (別記第 1 号様式) を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 承認を受けた事項の変更の承認を申請する場合には、前項の申請書に第 6 条第 1 項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の申請書の受付は、使用しようとする日（引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）前 14 日に当たる日から使用日の前日までの間に行う。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 4 第 1 項の申請書の受付は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、休館日は受け付けない。

（使用承認の区分）

第 5 条 ホールの使用承認の区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前 午前 9 時から正午まで
- (2) 午後 午後 1 時から午後 5 時まで
- (3) 夜間 午後 6 時から午後 9 時まで
- (4) 午前・午後 午前 9 時から午後 5 時まで
- (5) 午後・夜間 午後 1 時から午後 9 時まで
- (6) 全日 午前 9 時から午後 9 時まで

（使用承認書の交付等）

第 6 条 指定管理者は、ホールの使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、奈良市グリーンホール使用（変更）承認書（別記第 2 号様式。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

- 2 使用者は、ホールの使用に当たっては、承認書を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

（使用期間）

第 7 条 ホールの使用期間は、引き続き 3 日を超えることはできない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の使用期間の算定に当たっては、休館日を含まないものとする。

（使用時間の延長）

第 8 条 使用者は、やむを得ない理由により、承認に係る使用時間を超えてホールを使用する必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（使用の取消し）

第 9 条 使用者は、ホールの使用を取り消そうとする場合は、奈良市グリーンホール使用取消届（別記第 3 号様式）に承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（補則）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、ホールの管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 16 年 7 月 29 日から施行する。
（奈良市行政組織規則の一部改正）
- 2 奈良市行政組織規則（平成 14 年奈良市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次

の 1 号を加える。

- (5) グリーンホールに関すること。

第 69 条の表中

「	自転車駐車場	企画部	交通政策課	」を
「	グリーンホール	総務部	秘書課国際交流室	」に
	自転車駐車場	企画部	交通政策課	

改める。

第2号様式(第6条・第9条関係)

奈良市グリーンホール使用(変更)承認書

第 年 月 日

申請者 住所
団体名
氏名又は代表者名 様

次のとおり、奈良市グリーンホールの使用(変更)を承認します。

指定管理者 印

使用日時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
使用目的		
使用予定人員	人	
行事概要		
使用室	多目的ホール	
使用責任者	電話	
備考		

別記
第1号様式(第4条関係)

奈良市グリーンホール使用(変更)承認申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

申請者 住所
団体名
氏名又は代表者名
電話

次のとおり、奈良市グリーンホールの使用(変更)承認を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
使用目的		
使用予定人員	人	
行事概要		
使用室	多目的ホール	
使用責任者	電話	
備考		

- (注) 1 変更承認申請の場合は、変更する欄のみ記入し、使用承認書を添付してください。
2 使用する備品がある場合は、「備考」欄に記入してください。

第 3号様式 (第 9条関係)

奈良市グリーンホール使用取消届

(あて先) 指定管理者

届出者 住所
団体名
氏名又は代表者名
電話

日
月
年

次のとおり、奈良市グリーンホールの使用を取り消したいので届け出ます。

使用承認年月日	年月日
使用取消しの理由	

(注) 使用(変更)承認書を添付してください。

(平成 16年 7月 20日 掲示済)

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 7月 29日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 62号

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

奈良市建築基準法施行細則(平成元年奈良市規則第 45号)の一部を次のように改正する。

第 13条第 1項第 1号中「エレベータ」を「エレベーター」に改め、「屯の」の次に「及び住戸内のみを昇降し、かごの床面積が 1.平方メートル以下のもの」を加え、「エスカレータ」を「エスカレーター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 7月 29日 掲示済)

奈良市準用河川管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 7月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 63号

奈良市準用河川管理条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市準用河川管理条例施行規則(平成 12年奈良市規

則第 11号)の一部を次のように改正する。

第 2条中「建設部河川課」を「建設部土木管理課」に改める。

附 則

この規則は、平成 16年 8月 1日から施行する。

(平成 16年 7月 30日 掲示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 7月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 64号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和 40年奈良市規則第 1号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 建設部土木管理課の項及び別表第 2 建設部土木管理課長の項中「道路占用料」を「道路、準用河川及び法定外公共物の占用料」に改める。

附 則

この規則は、平成 16年 8月 1日から施行する。

(平成 16年 7月 30日 掲示済)

告 示

奈良市告示第 380号

平成 16年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達す

ることができないので奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13号）第 22条において準用する地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国民健康保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 16年 7月 20日

奈良市長 大 川 靖 則

1 この通知書の送付年月日	平成 16年 6月 15日	
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	第 1 期分 平成 16年 6月 30日 第 2 期分 平成 16年 8月 2 日 第 3 期分 平成 16年 8月 31日 第 4 期分 平成 16年 9月 30日 第 5 期分 平成 16年 11月 1 日 第 6 期分 平成 16年 11月 30日 第 7 期分 平成 16年 12月 27日 第 8 期分 平成 17年 1月 31日 第 9 期分 平成 17年 2月 28日 第 10期分 平成 17年 3月 31日
	変更後	第 1 期分 平成 16年 8月 31日 第 2 期分 平成 16年 8月 31日 第 3 期分 平成 16年 8月 31日 第 4 期分 平成 16年 9月 30日 第 5 期分 平成 16年 11月 1 日 第 6 期分 平成 16年 11月 30日 第 7 期分 平成 16年 12月 27日 第 8 期分 平成 17年 1月 31日 第 9 期分 平成 17年 2月 28日

	第 10期分 平成 17年 3月 31日
3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成 16年 7月 20日 掲示済)

奈良市告示第 381号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 16年 7月 20日

奈良市長 大 川 靖 則

申請者住所	奈良市東登美ヶ丘五丁目 14番 30号
申請者氏名	三木 武彦
道路の位置	奈良市中山町 172番地の 1 の一部
道路の幅員	4.7メートル～ 7.7メートル
道路の延長	31.10メートル
指定年月日	平成 16年 7月 20日
指 定 番 号	第 16003号

(平成 16年 7月 20日 掲示済)

奈良市告示第 382号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1 項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 20日

奈良市長 大 川 靖 則

1 受託者・収納事務

受 託 者	収 納 事 務
奈良市三条大路一丁目 9 番 10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協 議会 副会長 松田 憲二	老人福祉センター 「北老春の家」使用 料

2 委託の期間

平成 16年 7月 20日から平成 17年 3月 31日まで

(平成 16年 7月 20日 掲示済)

奈良市告示第 383号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 21日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 7月 21日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 16年 7月 21日 掲示済)

奈良市告示第 384号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 22日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 16年 7月 22日
 - 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成 16年 7月 22日 掲示済)

奈良市告示第 385号

奈良市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 7月 23日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成 11年奈良市告示第 270号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中 「厚生課に所属する」を削り、同条第 1 号中「常勤職員」の次に「及び奈良市非常勤嘱託職員に関する規則（平成 2年奈良市規則第 27号）の規定により任用された非常勤嘱託職員」を加える。

別記第 3 号様式中「奈良市福祉部厚生課まで」を「奈良市 まで」に改める。

附 則

この告示は、平成 16年 7月 23日から施行し、この告示による改正後の奈良市手話通訳者派遣事業実施要綱の規定は、同年 4月 1日から適用する。

(平成 16年 7月 23日 掲示済)

奈良市告示第 386号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 23日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 7月 23日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 7月 23日 掲示済)

奈良市告示第 387号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和 51年奈良市規則第 11号）第 11条の規定により、次のとおり公示します。

平成 16年 7月 23日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 取消し年月日
平成 16年 7月 23日
- 2 指定工事店
 - (1) 指定番号 第 214号

店舗の所在地 奈良市北之庄町 50番地の 1
 会社名 清水工務店
 代表者 清水 敏明
 (2) 指定番号 第 201号
 店舗の所在地 磯城郡田原本町矢部 750番地
 会社名 大西建築設備
 代表者 大西 茂男
 (平成 16年 7月 23日 掲 示 済)

奈良市告示第 388号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 26日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 16年 7月 26日
 - 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
(平成 16年 7月 26日 掲 示 済)

奈良市告示第 389号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 27日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 16年 7月 27日
 - 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
(平成 16年 7月 27日 掲 示 済)

奈良市告示第 390号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 28日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 16年 7月 28日
 - 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
(平成 16年 7月 28日 掲 示 済)

奈良市告示第 391号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 29日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 16年 7月 29日
 - 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
(平成 16年 7月 29日 掲 示 済)

奈良市告示第 392号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 7月 29日

奈良市長 大 川 靖 則

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
パンプス薬局学園前北店	奈良市鶴舞東町 712	平成 16年 7月 14日

(平成 16年 7月 29日 掲 示 済)

奈良市告示第 393号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により医療機関の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 7月 29日

奈良市長 大 川 靖 則

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
なかむら小児科	奈良市学園北一丁目 14 - 13メディカル学園前ビル 3 F	平成 16年 7月 1日
はもり皮フ科	奈良市三碓三丁目 11-	平成 16年 8

	1	月 20日
パンプス薬局学園 前北店	奈良市鶴舞東町 712	平成 16年 7 月 15日

(平成 16年 7月 29日 揭示済)

奈良市告示第 394号

奈良市営住宅空家入居者を次のとおり募集します。
平成 16年 7月 30日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

(平成 16年 7月 30日 揭示済)

奈良市告示第 395号

奈良市営住宅高齢者向空家入居者を次のとおり募集します。
平成 16年 7月 30日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

(平成 16年 7月 30日 揭示済)

奈良市告示第 396号

奈良市コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。
平成 16年 7月 30日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

(平成 16年 7月 30日 揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 6号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 16年 7月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程(平成 14年奈良市訓令甲第 1号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項建設部長の部分の第 4 号を削り、同部分の第 5 号中「工事の出願許可」を「道路に関する工事の承認」に改め、同号を同部分の第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 都市下水路管理者以外の者の行う都市下水路に関する工事の承認

第 4 条第 1 項都市整備部長の部分中第 18号を削り、第 19号を第 18号とする。

第 6 条第 1 項土木管理課長の部分の第 2 号を次のように改める。

(2) 道路、準用河川及び法定外公共物の占用許可並びに都市下水路制限行為の許可
第 6 条第 1 項河川課長の部分を削る。

附 則

この訓令は、平成 16年 8月 1日から施行する。

(平成 16年 7月 30日 揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 8号

地方自治法第 242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 4 項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成 16年 7月 26日

奈良市監査委員 吉 田 肇

同 中 嶋 肇

同 土 田 敏 朗

同 吉 田 文 彦

奈 監 第 75 号

平成 16年 7月 26日

請求人

桐 山 幸 矩 様

福 井 隆 夫 様

石 川 量 堂 様

後 藤 恭 平 様

長 畑 聡 様

黒 田 禎 之 様

小 泉 晃 一 様

奈良市監査委員 吉 田 肇

同 中 嶋 肇

同 土 田 敏 朗

同 吉 田 文 彦

住民監査請求の結果について(通知)

平成 16年 5月 28日付けで提出のあった住民監査請求については、6月 4日付けで受理し、地方自治法第 242条第 4 項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 監査対象

奈良市消防局消防総務部総務課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242条第 6 項の規定により、平成 16年 7月 5日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第 199条第 8 項の規定により、平成 16年 7月 5日、奈良市消防局消防総務部長及び同部総務課長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨

1 奈良市は「財団法人日本消防協会」及び「全国消防長会」主催による「自治体消防 55周年記念大会」が平成 15年 11月 19日(水)・20日(木)の 2日間、東

京都文京区内の東京ドームで開催されるのに伴い、(財)奈良県消防協会傘下 18支部の消防団員 336名(うち、奈良市の参加者 9名)が参加費 1人 10万円を参加市町村が公費を負担し参加したものである。

2 当大会行事は、20日(木)午後 1時 30分に終了しており、主催者側としても当日中に帰宅できるよう配慮された終了時間である。奈良市も本来速やかに帰路につくべきところ、山梨県東八代郡石和町所在の石和温泉「石和観光温泉ホテル慶山」において通常の観光旅行では考えられない高額な酒宴を催した際、女性コンパニオン 50人を呼び遊興に耽り一泊し、その費用を公金により支出したものである。

3 この豪華な酒宴で参加した消防団員の一人が、ホテルのベランダから転落死したにもかかわらず、参加した奈良県職員等は重大な事故が発生したにもかかわらず、翌日 21日(金)は岐阜県の観光名所である恵那峡に観光に立ち寄る等、犠牲者に対する弔意をなんら示すことなく行事を続けたことは、当記念大会の趣旨と大会スローガンを大きく逸脱した行為であり、両日共公金の不当な支出であることは明らかである。

又、奈良県は本件コンパニオン付公費宴会について、主催した県消防協会に対し、宴会は個人負担で・・・」と指導している。(平成 16年 4月 1日付、奈良新聞)

このことは、指導的立場にある奈良県ですらこの酒宴等は公務ではなく単なる私的な酒宴と判断していることを如実に示している。同時に、参加した奈良県職員及び奈良市職員は重大な事故が発生したにもかかわらず、帰庁後の復命書に事故に関する報告が一字の記載もないことは死亡事故を隠蔽しようとする奈良県の姿勢は重大な事故隠し行為を組織的におこなわれた疑惑がある。

4 支出された公金は長引く不況による厳しい経済状況の中、納税義務を果たした市民の尊い血税とも言うべき公金である。しかし、(財)奈良県消防協会等は市民の認知しにくい関係部署において記念大会を隠れみのに放蕩三昧に公金を不正に支出したことは市民の行政に対する信頼を大きく損ねた行為であり、納税義務を果たした善良な市民を愚弄する許しがたい行為である。

5 (財)奈良県消防協会は当初奈良市の参加者 1人に付き 10万円の負担金を奈良市に請求し、大会行事他終了後、余剰金として参加者 1人に付き 1万 6500円を戻入しているが、如何に杜撰な計画によるものかを示すものであり、且つ、公金の支出に対する認識の低さを如実に示すものである。

6 別紙添付資料の全国紙、地方紙、週刊誌に記載された記事の内容は、単に参加した消防団員等の破廉恥な行為を報道されたもののみならず、奈良県民の品位と節度のなさを奈良市民の血税を使って結果的に全国に知らしめられたものであり、誠に恥ずかしい限りである。

7 よって、奈良市長は(財)奈良県消防協会の杜撰な計画と不適正な支出により奈良市が被った別紙損害金を酒宴等に参加した奈良市職員及び消防団員個人より弁済させるよう、必要な措置を講ずるよう求める。
不適正支出による参加者個人の弁済明細

(1) 交通費

【奈良県消防協会が実施し支出した金額】

観光バス 12台 / 1台あたり乗車人数 28人
7,404,823円
(1台 / 617,000円)
(1人 / 22,000円)

【経済性を考慮し、針テラスの合流地点で乗車人数を再編成した場合】

観光バス 8台 / 1台あたり乗車人数 42人
4,936,000円
差引不要額 2,468,823円
2,468,823円 ÷ 336人 = 7,347円
7,347円 × 9人 = 66,123円
【奈良市の損害額】 66,123円

(2) 宿泊費

2日目の石和温泉における宿泊は公務を大きく逸脱している。よって宿泊費全額弁済すべき金額。

不適正支出 10,174,460円
10,174,460円 ÷ 336人 = 30,281円
30,281円 × 9人 = 272,529円
【奈良市の損害額】 272,529円

(3) 昼食費

3日目の岐阜県恵那峡観光は前日の死亡事故による犠牲者に対する弔意等を全く配慮せず、且つ単なる観光遊覧にすぎない公費の支出は不適正で弁済すべき金額。

690,900円 ÷ 336人 = 2,056円
2,056円 × 9人 = 18,504円
【奈良市の損害額】 18,504円

よって、奈良市が財団法人奈良県消防協会に損害額を弁済させる金額。

【奈良市の損害額】 357,156円

5 監査対象事項

自治体消防 55周年記念大会(以下「記念大会」という。)に参加するため、(財)奈良県消防協会(以下「協会」という。)に参加負担金を支出したが、その負担金から支出された費用の一部が不当な公金支出にあたるかどうか。

6 監査の結果

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 奈良市の消防団員は、日常は各人の生業にたずさわりながら、必要のつど招集されて消防活動に従事する非常勤の団員であり、地方公務員法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する特別職の地方公務員であること。また、

地方自治法第 203条（報酬及び費用弁償）の適用を受ける職員であること。

(2) 記念大会は、(財)日本消防協会等の主催により平成 15年 11月 20日東京ドームにおいて開催されたこと。記念大会には天皇皇后両陛下が臨席され、内閣総理大臣をはじめ政府、国会、地方公共団体などの関係者が出席されるため、協会は主催者側から警備上の関係で県単位での統一行動をとるよう要請されていたこと。また、参加者の服装については、制服、制帽、短靴等を着用しての参加を義務付けられていたこと。

(3) 記念大会に参加するまでの経緯は、次のとおりである。

・平成 14年 7月 17日

(財)日本消防協会より協会に参加割当要請があり、奈良県の参加割当人数は 332人、参加者の資格要件は、消防団長、副団長並びに分団長若しくは消防団長等の推薦した者。

・平成 14年 10月 1日

協会より奈良市消防団担当課長に奈良市の参加割当人数は 9人（消防団担当職員を含む）であり、参加経費等の予算措置を要請。

・平成 14年 12月 9日

協会より各支部長に記念大会の日程の内定通知。

・平成 15年 2月 19日

協会の理事会（平成 14年度第 3回）において、旅行者・行程表・参加人員・バス配車割を決定。

・平成 15年 8月 15日

参加者 9人分の負担金 900,000円を協会に支出。（昼食代等全ての経費が負担金に含まれているため、奈良市消防団条例及び職員等の旅費に関する条例に基づく消防団員及び一般職員への日当は支給されていない。）

・平成 15年 11月 20日

記念大会開催。

(4) 行程表

11月 19日 奈良県各地（4：10～6：10頃発） 針テラス（6：30着 / 7：00発） 東京都内（16：30着）

11月 20日 ホテル（6：00発） 記念大会会場（6：45着 / 14：00発） 石和温泉（17：00着）

11月 21日 ホテル（8：30発） 恵那峡（昼食） 11：40着 / 12：40発） 奈良県各地（16：30～18：30頃着）

(5) 記念大会参加収支表

(収入)

支部負担金	32,200,000円	
一般会計繰入金	500,625円	
利息	6円	
合計	32,700,631円	

(支出)

交通費	7,404,823円	
車輦費等	5,148,073	
乗務員費等	1,300,000	
通行料等	956,750	
宿泊費	15,946,415円	
1日目	5,771,955	@ 10,290(1泊朝食) @ 6,090(夕食) 415,695(その他)
2日目	10,174,460	@ 21,150(1泊2食) 1,071,110(飲み物料) 1,984,500(コンパニオン料) 202,800(その他)
昼食費	2,125,749円	
1日目	536,679	
2日目	898,170	
3日目	690,900	
その他	1,111,058円	
積込物等	1,054,628	
保険料	56,430	
会議費	266,336円	
徽章費	410,750円	
不参加者返金	40,000円	
返戻金	5,395,500円	
合計	32,700,631円	

(6) 記念大会に参加した消防団員、消防職員及び協会職員の人数は、327人であったこと。

(7) 旅行命令権者（市長等）から消防団長をはじめ参加者全員に、記念大会参加のため 11月 19日から 21日までの旅行命令が出されたこと。

(8) 3日目の行程については、定刻に宿泊施設を出発し、昼食のために恵那峡に立ち寄った後、帰路に着いたこと。

(9) 記念大会の精算が行われ、平成 16年 1月 9日に参加者 9人分の返戻金 148,500円が協会から戻入されたこと。

以上のことから請求人の主張について考査すると、記念大会に参加するためバス 12台を利用したことについては、記念大会の主催者である(財)日本消防協会から警備上の関係で県単位での統一行動を要請されたことに加え、参加者は全員制服、制帽、短靴等での参加を義務付けられており、手荷物がかさばるため余裕をもった座席割をした結果の台数であり、容認できるものである。

次に 2日目の宿泊の必要性について見てみると、記念大会の終了予定時刻が午後 1時 30分というものの、バスを利用していることから、大会終了後直ちに帰路に着

いたとしても相当の時間を要し、参加者全員が帰宅するのは深夜になると考えられ、2日目の宿泊については認めざるを得ない。

また、上記(5)の宿泊費については、1日目の宿泊料一人当たり1泊2食16,380円、2日目の宿泊料一人当たり1泊2食21,150円というのは、奈良市消防団条例及び職員等の旅費に関する条例に基づく消防団員及び一般職員の宿泊料が共に13,800円であることに照らし、幾分高額ではあるが、この機会を利用して今後の消防団活動に役立てるため県下の消防団員と意見交換が行われていることなどを考慮すれば、この程度の支出はやむを得ないものと思料するところである。

最後に、3日目の行程(恵那峡)については、関係人の事情聴取等により、定刻に宿泊施設を出発し、行程表のとおり1時間ほど昼食のため恵那峡に立ち寄った後、帰路に着いたことが確認された。

しかしながら、上記(5)に記載の飲み物料、コンパニオン料及びその他の経費については、社会通念の範囲を超える不当な公金の支出と言わざるを得ない。

よって、本件請求については地方自治法第242条第4項の規定に基づき、市長に対し別紙のとおり勧告した。

奈 監 第 74 号
平成 16年 7月 26日

奈良市長 大 川 靖 則 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇
同 土 田 敏 朗
同 吉 田 文 彦

地方自治法第242条に基づく住民監査請求について
(勧告)

平成 16年 5月 28日付けで提出のあった奈良市消防職員及び消防団員に関する住民監査請求について監査を実施した結果、別紙請求人への通知のとおり請求に一部理由があると認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により下記のとおり勧告する。

記

1 措置内容

自治体消防55周年記念大会の参加負担金から支出された費用の内、宿泊費の一部として支払われた飲み物料1,071,110円、コンパニオン料1,984,500円及びその他の経費1日目415,695円、2日目202,800円の合計額3,674,105円を参加者327人で除した額11,235円に奈良市の参加者9人分を乗じた額101,115円を市の被った損害額とし、その補填のために必要な措置を講じること。

2 措置期限

平成 16年 9月 30日

なお、措置を講じられた場合は、地方自治法第242条第9項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(平成 16年 7月 26日 揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 32号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年 7月 27日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

名称	代表者氏名	所在地	届出日
ニシジマ工業所	西島 俊彦	京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目27番地27	平成 16年 7月 14日
株式会社トモ工商工	代表取締役 荒木 美佐子	奈良市秋篠早月町9番地	平成 16年 7月 20日

(平成 16年 7月 27日 揭示済)

奈良市水道局告示第 33号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年 7月 27日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社ニシジマ工業所	代表取締役 西島 俊彦	京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目31番地2	平成 16年 7月 14日

(平成 16年 7月 27日 揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 55号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2号の規定により、平成 16年 7月 20日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 7月 21日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 抹消年月日
平成 16年 7月 21日
- 抹消した者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 16年 7月 21日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 56号

平成 16年 9月 5日執行予定の奈良市長選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに縦覧に供する期間は、次のとおりです。

平成 16年 7月 21日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成 16年 8月 28日
ただし、年齢については、平成 16年 9月 5日
- 2 登録を行う日
平成 16年 8月 28日
- 3 縦覧に供する期間
平成 16年 8月 29日
(平成 16年 7月 21日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 13号

平成 16年 7月 26日の平成 16年奈良市農業委員会 7月定例総会において次の者を奈良市農業委員会の農地部会長及び農政部会長に選任した。

平成 16年 7月 27日

奈良市農業委員長 谷村 秀雄
農地部会長 奈良市古市町 35番地 山田 正春
農政部会長 奈良市丹生町 140番地 福岡 裕行
(平成 16年 7月 27日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 14号

平成 16年 7月 26日の平成 16年奈良市農業委員会 7月定例総会において次の者を奈良市農業委員会の農地副部会長及び農政副部会長に選任した。

平成 16年 7月 27日

奈良市農業委員長 谷村 秀雄
農地副部会長 奈良市宝来四丁目 25番 8号 米田 利昭
農政副部会長 奈良市佐紀町 2159番地 大井 康守
(平成 16年 7月 27日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 15号

平成 16年 7月 26日の奈良市農業委員会互選会において、奈良市農業委員会の農地部会及び農政部会の部会委員に次の者が互選されたので、奈良市農業委員会互選規程(昭和 32年奈良市農業委員会告示第 6号)第 16条の規定により公告します。

平成 16年 7月 27日

奈良市農業委員長 谷村 秀雄
農地部会委員
奈良市南京終町四丁目 232番地の 1 萩原 征二
奈良市法蓮町 654番地の 1 大西 崇夫
奈良市大安寺五丁目 10番 17号 中島 信男
奈良市五条町 18番 5号 吉田 能己
奈良市押熊町 125番地 中村 成男

奈良市宝来四丁目 25番 8号	米田 利昭
奈良市中町 4445番地	寺川 茂夫
奈良市東九条町 536番地の 1	竹村 健
奈良市古市町 351番地	山田 正春
奈良市池田町 146番地	中室 美壽男
奈良市高樋町 957番地	宮下 明弘
奈良市水間町 2377番地	勝坂 俊男
奈良市柳生下町 705番地	軽井 隆大
奈良市大平尾町 731番地	徳田 隆
奈良市下狭川町 2156番地の 1	藤澤 久男
奈良市八条一丁目 828番地の 1	森本 賢司
奈良市古市町 1660番地の 9	榎木 義秀
奈良市五条一丁目 15番 33号	西本 守直

農政部会委員

奈良市奈良阪町 2363番地	辰己 好三
奈良市佐紀町 2159番地	大井 康守
奈良市大安寺七丁目 21番 6号	谷村 秀雄
奈良市四条大路三丁目 5番 4号	永尾 一郎
奈良市山陵町 305番地	塚本 昭治
奈良市疋田町三丁目 2番 51号	中西 正義
奈良市三碓一丁目 12番 20号	大野 完治
奈良市東九条町 536番地の 1	竹村 健
奈良市神殿町 321番地	林 宇平治
奈良市八島町 90番地	松田 直嗣
奈良市米谷町 570番地	巽 義晴
奈良市中貫町 100番地の 1	大西 英征
奈良市丹生町 1402番地	福岡 裕行
奈良市阪原町 347番地	松本 孝志
奈良市中ノ川町 230番地	池之畑 耕治
奈良市八条一丁目 828番地の 1	森本 賢司
奈良市恋の窪三丁目 5番 F - 305号	森 純男
奈良市杏町 307番地の 14	中西 義次
奈良市法華寺町 243番地の 2	金野 秀一

(平成 16年 7月 27日揭示済)